

ご加入について

1

ご加入 対象者

全国中小企業団体中央会または、
都道府県中小企業団体中央会の会員事業者
(※政府労災保険に加入している事業者にかぎりませす。)



2

必要書類

新規・中途・継続加入共通

- ・加入依頼書
- ・預金口座振替依頼書(注)

(注)新規・中途加入または継続加入で振替口座を変更する場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

- ・災害補償規程などの写し(保険金受取人を貴社とする場合)

3

掛金の 払込方法

掛金^(注1)は補償開始月の翌々月12日(休日の場合は翌営業日)より毎月引落とします。

なお、通帳へは「NSチュウオウカイG」^(注2)と印字されます。

(注1)月額保険料に制度維持費(税込み)500円が加算されたものです。
制度維持費は事務手続き費用等に使用します。

(注2)金融機関により通帳印字が異なるケースがございます。

4

申込 締切日

取扱代理店必着の期限となります。

(1)新規ご加入の場合

平成29年10月1日補償開始の場合：平成29年9月15日

平成29年11月1日以降補償開始の場合：補償開始月の前月15日

(2)継続ご加入の場合

平成29年10月1日補償開始の場合：平成29年9月1日

平成29年11月1日以降補償開始の場合：補償開始月の前月1日

(3)変更手続き(中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など)

毎月1日付での変更を受付けています。変更月の前月15日までに取扱代理店までお申し出ください。

なお、振替口座は変更月の翌々月12日より変更されます。

5

お手続き について

- 貴社の直近会計年度の全年間売上高(消費税込み)により保険料を算出します。 ※新規事業者の場合は事業計画により保険料を算出します。
- すべての従業員の方が包括的に対象となり、ご契約時に名簿の提出は不要です。
- 従業員の入替わり、人数の変動による手続きは不要です。
※従業員の方が退職・入社で入替わった場合や、曜日や季節等によって従業員数に変動があってもその都度のお手続きは不要です。従業員数の通知等の面倒な手続きはなく、すべての従業員の方が自動的に保険の対象となります。
- 医的診査・健康告知は不要です。
- 売上高の変動による保険料の請求・返還手続きは不要です。
- 保険期間終了後の確定精算はありません。

特長

補償内容

参考データ

ご加入について

ここからただの
ホットライン

ストレスチェック
サポートサービス

サクセスネット

企業向けサービス

あらし